

「さいたま市認可小規模保育事業所【輝萌の森 南浦和園】」 重要事項説明書

(1) 事業運営主体

事業者の名称	株式会社 輝萌の森
代表者氏名	高橋 淑子
法人の所在地	川口市差間1-6-26

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	地域に役立つ施設として、地域の保育を必要とする家庭への保育サービスを通じ地域の要望に応え求められる施設であり続けることを事業目的とする。
運営方針	当施設は、ひとりひとりの子どもを大切にしたい、笑顔あふれる楽しい保育園であることを心がけ、従業員、施設を整備し、日々の保育活動、年間行事を創意工夫し、家庭との緊密な連携のもとに、乳幼児の豊かな感性、想像力、思考力の芽生えを培うことに努める。
保育方針	「輝萌の森 南浦和園 保育の全体的な計画」参照

(3) 利用施設及び提供する保育の内容

1 保育事業（輝萌の森 南浦和園）の概要					
名称	輝萌の森 南浦和園				
所在地	さいたま市南区南本町1-14-5第3小池ビル103				
認可年月日	平成27年4月1日				
電話番号	048-705-4191				
FAX番号	048-705-4191				
施設長氏名	高橋 真由美				
利用定員	19人				
取扱う保育事業の種類	幼児教育				
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、併せて利用者アンケートを年間1回行い、サービス内容の向上に努めます。				
第三者評価の概要	埼玉県が指定した評価機関による事業評価を受けることを検討しております。確定時に連絡いたします。				
職員への研修の実施状況	さいたま市、民間研修機関の実施する研修に参加 園内研修（年間20回程度実施）				
2 保育事業所の概要					
建物	鉄筋コンクリート造	6階建ての1階	施設面積	84.2 m ²	
施設の内容	乳児室・ほふく室	1室	11.9 m ²	調理室	6.6 m ²
	保育室・遊戯室	1室	46.9 m ²	事務室	5.8 m ²
	幼児用トイレ	1個			
設備の種類	冷暖房、児童用トイレ、児童用手洗い				
安全対策	避難訓練を毎月1回開催及び職員定期研修（4月、10月）の実施				
	電子錠による施錠 生産物賠償責任保険加入（損害保険ジャパン） セコム加入 防犯カメラ設置 AED（連携園のあい保育園アネックスに設置）				
	施設賠償責任保険加入（損害保険ジャパン） 災害共済給付制度加入（独立行政法人日本スポーツ振興センター）				
その他	屋外遊戯場の代替場所 一ツ木公園（徒歩3分）、北原公園（徒歩5分）				

3 連携施設			
施設名称と 所在地	①輝萌の森 浦和園 さいたま市浦和区仲町3-2-24	②あい保育園アネックス さいたま市南区南本町2-11-2	
	③輝萌の森 南浦和根岸園 さいたま市南区根岸4-4-17		
連携締結日	姉妹園（同じ運営主体）		
連携内容	イベント・行事の共同開催、健康管理情報の共有、職員研修の協力 当園卒園後に2号認定を受ける見込み児童の受入（輝萌の森浦和園と根岸園への編入希望の場合は応相談）		
4 年間行事計画			
月	行事内容		
4月	新入園児慣らし保育 健康診断	10月	運動会 健康診断
5月	春の徒歩遠足	11月	秋のバス遠足 歯科検診
6月	保育参観保護者会 レッスン参観（～3月）	12月	クリスマス会13日（金） 年末休み
7月	七夕の会 水遊び	1月	年始休み
8月	水遊び	2月	節分の会 保育参観保護者会
9月	お月見会 運動会の練習	3月	ひなまつりの会 お別れ会

上記年間行事計画は現時点での計画なので、具体的な日程につきましては、毎月発行の園だよりで行事日程をご確認下さい。

5 主な1日の保育スケジュール								
登園	視診	自由あそび	検温	おやつ	朝のあいさつ	戸外あそび	手洗い	
7:30			9:00		10:00		11:10	
11:15	12:30		15:00				18:30	
昼食	はみがき	紙芝居・絵本の読み聞かせ	午睡	おやつ	帰りのあいさつ	英語プログラム	（水分補給）自由遊び	降園
主なお散歩のコース 屋外遊戯場の代替に、近隣にある一ツ木公園、北原公園などにお散歩に行きます。								

6 食事の提供について							
昼食・おやつ・補食	毎日、自園調理し児童に提供します。 保護者の方へは、前月25日ごろに翌月の献立表をお配りします。 給食の概要は以下の通りです。						
	<table border="1"> <tr> <td>あさのおやつ (9時頃)</td> <td>おせんべい、ビスケット、クラッカーなどと牛乳、麦茶</td> </tr> <tr> <td>昼食 (11時15分頃)</td> <td>ごはんまたはパン、主菜、副菜、汁物、麦茶 野菜を多く取り入れ、栄養のバランスのとれた給食を提供いたします。 離乳食は中期食からご用意いたします。(初期食はご相談ください。)</td> </tr> <tr> <td>3時のおやつ (15時20分頃)</td> <td>毎日手作りで提供いたします。飲み物は牛乳(満1歳以上)です。</td> </tr> </table>	あさのおやつ (9時頃)	おせんべい、ビスケット、クラッカーなどと牛乳、麦茶	昼食 (11時15分頃)	ごはんまたはパン、主菜、副菜、汁物、麦茶 野菜を多く取り入れ、栄養のバランスのとれた給食を提供いたします。 離乳食は中期食からご用意いたします。(初期食はご相談ください。)	3時のおやつ (15時20分頃)	毎日手作りで提供いたします。飲み物は牛乳(満1歳以上)です。
	あさのおやつ (9時頃)	おせんべい、ビスケット、クラッカーなどと牛乳、麦茶					
	昼食 (11時15分頃)	ごはんまたはパン、主菜、副菜、汁物、麦茶 野菜を多く取り入れ、栄養のバランスのとれた給食を提供いたします。 離乳食は中期食からご用意いたします。(初期食はご相談ください。)					
3時のおやつ (15時20分頃)	毎日手作りで提供いたします。飲み物は牛乳(満1歳以上)です。						
アレルギー等への対応	使用する食材の中で、アレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に御連絡ください。医師の診断書のほか必要書類を提出いただき、除去について面談の上、対応をとります。 (例) 卵・牛乳・そば、魚介類(えび・かに)など						
衛生管理等	給食施設設置届をさいたま市保健所へ平成27年2月9日届出済みです。 調理員及び調乳・食事介助を行なう保育従事職員は、毎月検便を行っています。						

(4) 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	常勤職員	非常勤職員	備考
保育に従事する職員	施設長(保育士)	1人	保育運営責任者です。
	保育士	3人	2人 保育士有資格者です。
調理員(栄養士)		2人	栄養士有資格者です。
事務員	1人		
設置者責任者		1人	事業者である株式会社輝萌の森の代表取締役です

(5) 保育の提供を行う日及び時間、並びに提供を行わない日

開所日	月曜日から土曜日まで	
時間	標準時間認定	7時30分から18時30分まで
	短時間認定	9時から17時(延長保育は 7:30~9:00、17:00~18:30)
休所日	日曜日・祝祭日・年末年始(12月29日~1月3日)	

(6) 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

1 保育費用のうち利用者負担額(月額保育料)は、さいたま市特定教育・保育施設及び地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例によります。

2 保育費用のうち、地域型保育給付額を市町村より利用者に代わり当施設が受領(法定代理受領)することになりますが、受領額を利用者に文書で通知します。

また、短時間保育での延長保育料は直接当施設に支払いとなります。料金は以下の通りです。

	1回(30分単位)		
	0歳児	1歳児	2歳児
	500円	450円	400円
請求・支払	毎月15日〆請求・当月指定日までに支払		

3 自主事業(付帯サービス)の利用料金

- ・ 英語教室 = 保育時間中に、英語の講師による英会話のレッスンを行います。
- ・ リトミック教室 = 保育時間中に、音楽の講師によるリトミックレッスンを行います。
- ・ 体操教室 = 保育時間中に、体操の講師による体操教室を行います。

料金は、1レッスンあたり500円で、講師料・教材・保険等のレッスンに必要な費用に支出され、毎月の請求時に保育料と併せて請求します。

- 4 上記のほか、保護者に提供協力していただくものは、以下の通りです。
- ・ 外遊び用のカラー帽子（1歳児以上 たれ付 1,020円 入園時）
 - ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度負担金(年額300円)
 - ・ 遠足等イベント参加費、園生活写真代等につきましては、別途ご連絡します。
- 5 上記2～4の金額は、すべて消費税を含む金額です。
- 6 支払は原則口座振替*でお願いします。なお、一部現金納入をお願いする場合があります。（現金納入は当施設受付にて。支払い期限は各請求書に記載。）*口座振替については別紙参照

(7) 施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

1 利用開始及び終了に関する事項

利用開始時について	お住まいの市町村の利用調整結果に基づいて保育必要認定証の支給内容等を確認し、利用契約を結びます。
利用終了について	保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、さいたま市認可小規模保育事業所【輝萌の森 南浦和園】の利用終了となります。 また、地域型保育給付の支給対象外となった後、当施設を利用する場合、保育料とともに地域型保育給付額と同額を請求させていただくことになりますので、終了予定をご連絡下さるようお願いいたします。

2 利用に当たっての留意事項

登園時間及び登園時の注意事項	登園時間は7:30から9:30までをお願いします。 登園時は、靴下と靴を着用ください。裸足、サンダルはけが防止のため禁止です。ご家庭からの不必要な物の持ち込み（玩具やお菓子、かばんに大量のキーホルダをつける など）は、他のお子様とのトラブルの原因になりますので禁止します。髪を止めるピン止めはとがっており、また取れやすいので禁止します。
毎朝の体温等の確認	登園前は体温を測定して連絡ノートに記入し、体調を確認してください。 (37.5℃以上あるいは平熱より1℃以上高い場合、24時間以内に38℃以上の発熱や下痢を2回以上していた場合などは登園を控えるのが望ましいです。また、園で38℃以上の発熱、2回以上の下痢、1回以上の嘔吐があった場合は、緊急のお迎えをお願いいたします。)
欠席又は登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の登園予定時刻までに御連絡願います。 欠席の連絡は「 欠席連絡フォーム 」に入れて頂くことも可能です。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、原則として所定のお迎え時間の30分前までに御連絡願います。また、当園は延長保育を行っておりませんので、くれぐれもお迎えが開所時間(18:30)を遅れることの無いようお願いします。万が一19時以降のお迎えとなった場合は、対応費用として別途料金(1回3,000円)を請求いたします。
送迎時の注意事項	送迎は交通に留意し必ず保護者の方が責任を持って行ってください。 お迎え時刻は毎日必ず連絡ノートに記入して下さい。〔(父 or 母) 17:00等〕施錠していますので呼鈴を押して下さい。送迎が立て込んでいる時は順番に対応しますのでお待ち下さい。 本園専用の駐車場はありません ので、近くのコインパーキングをご利用下さい。 ベビーカーは自己責任において、折りたたんで園の前に置いて下さい。
外遊びについて	満1歳のお誕生日を過ぎましたら午前中外遊び、散歩に外出します。散歩外出拒否は室内待機の職員配置をしていないため対応できません。予めご了承下さい。 足に合った靴をご用意下さい(スポーツサンダル、クロックスは禁止します)汚れてもよい服装で登園下さい。長いスカート、オーガジー素材は適しません。
投薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができます。必要がある場合は個別に御相談させていただき、当園指定の与薬依頼書に記入し、薬1回分と一緒に必ず手渡ししてください。かばんに入ったままですと与薬できません。

3. 入園時の持ち物

チェック	園で保管	チェック	毎日持ってくるもの 通園バックの中に・・・
	契約書、契約書別紙、同意書、 緊急連絡カード		連絡ノート
	健康報告書（毎年記入）・幼児票		食事用エプロンとタオル
	直近3カ月以内の健康診断のコピー （母子手帳でも3ヶ月以内であれば可）		使用後のエプロンとタオル入れ袋
	お着替え（肌着・洋服上下・靴下）各2 枚ずつ *巾着袋に入れて		歯ブラシ、コップ*巾着袋に入れて
	おむつ 20枚くらい		＜お願い＞ すべての持ち物に必ず記名してください 特に、 <u>上着、靴、靴下、おむつ</u> にもお願いし ます。
	おしりふき 1パック		おむつなどは、ストックがなくなり次第連 絡ノートでお知らせしますので次の登園時 にお持ちください。
	掛布団として厚手のバスタオル又はフ リースケット1枚、ベッド・布団用シー ツとして四隅にゴムのついた敷きパッ ド1枚（週末返却）、エコバック等		
	クラス帽（外遊び用）*1歳児以上（週 末返却）		

4. 感染症について

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、保護者の皆様にもご協力をお願いいたします。感染症を発症した時は必ず医師の指示に従って無理せず家庭で休養するようにお願いいたします。当園では厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」に従い、下記の感染症については医師の意見書または保護者の登園届の提出をお願い致します。

○医師が記入した意見書（登園許可証、治癒証明書）の提出が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現後の 4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24 時間から発病後3日程度まで が最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱 した後2日経過していること（乳幼 児にあっては、3日経過しているこ と）
新型コロナウイルス 感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症 状が軽快した後1日を経過するこ と ※無症状の感染者の場合は、検 体採取日を0日目として、5日を経 過すること
風しん	発しん出現の7日前から7日 後くらい	発しんが消失してから
水痘（みずぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮 （かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた） 化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後 4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発 現してから5日を経過し、かつ全身 状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認め られていること
咽頭結膜熱 （プール熱）	発熱、充血等症状が出現した 数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した 後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現し た数日間	結膜炎の症状が消失していること

百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していることまたは適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(一)としている。

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届の提出が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園の目安
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24~48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1ヶ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(一)としている。

*医師の意見書は、当園の書式、病医院の書式のいずれでもよい

*登園届(保護者記入)は当園の書式を使用してください

当園の書式はホームページのPDFファイルを印刷して使用することもできます。

・感染症発生時には、お迎え時にお知らせいたします。園内での流行を最小限に抑えるためにご協力をお願いいたします。

・嘔吐物や便の付着した衣類について

ウイルス性胃腸炎の疑いのある場合、園内での感染をできる限り抑えるため、園で衣類を洗わずに、汚れた衣類をそのままビニール袋に入れてお返しいたします。ご家庭でも感染しないように細心の注意を払って洗濯してください。

5. ホームページでの写真の掲載について

保護者の方にお子様の様子を伝える手段として、毎日、保育の様子を写真に撮り、一部をホームページに載せています。掲載を拒否される場合は、園長までお申し付け下さい。

6. 慣らし保育

お子様が新しい環境にスムーズに入り、ストレスを軽減し、お子様を安全に保育していくために慣らし保育をお願いしています。慣らし保育中はお子様の体調観察を入念に行っており、ご家庭での様子、園での様子を担任とよく確認の上、進めていくようお願いいたします。

※入園前から早寝早起きを心がけ、園生活により早く慣れるように準備をお願いいたします。

※慣らし保育後、勤務開始日までは短時間保育9時～17時に準じます。

(8) 緊急時における対応方法

1 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。なお、緊急連絡先が変更となる場合には、保育所に申し出、最新の情報をご提供していただきます。

2 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

嘱託医	内科	医療機関	たんぽぽ子どもクリニック	担当医師	重田 祐子 先生
		所在地	さいたま市南区南浦和1-33-15	電話	048-762-8066
歯科	医療機関		かいのはな歯科診療所	担当医師	松信 裕 先生
		所在地	松戸市小金原4-25-33	電話	047-349-4333
消防署 (救急)	管轄消防署	さいたま市南消防署			
		所在地	さいたま市南区根岸3丁目10-7	電話	048-861-0119
警察署	管轄警察署	浦和警察署南浦和駅西口交番			
		所在地	さいたま市南区南本町2丁目26-2	電話	048-866-3003

(9) 非常災害対策

消防計画作成届出書	さいたま市南消防署	平成27年 1月20日届出
	防火管理者	小池 喜之
避難訓練	火災及び地震等を想定した避難訓練(月1回)を実施します。 火災を想定した通報訓練を年2回実施します(消防署届け出)	
防災設備	自動火災探知器、煙感知器、消火器、カーテン・敷物の防災処理	
避難場所	第1避難場所	北原公園
	第2避難場所	さいたま市文化センター

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項(さいたま市認可小規模保育事業所【輝萌の森南浦和園】の取組)

1	【輝萌の森 南浦和園】の設置者及び職員は児童福祉法第33条の10各号に掲げる以下の行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。 ・ 入園児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ・ 入園児童等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。 ・ 入園児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保育施設職員としての保育業務を怠ること。 ・ 入園児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
2	児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
3	児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために毎年児童虐待対応研修に職員派遣、受講させています。

(11) 前項目に掲げるもののほか、当該施設の運営に関する重要事項

1 保護者会について

年に2回、開催予定です。保育所からは行事やできごと、運営委員会の内容等に関することについてお知らせします。また、保護者の御意見もいただく場としています。

2 運営委員会について

年に2回、開催予定です。保護者、外部委員（社会福祉事業について知識経験を有する方）及び事業者がさまざまな内容について意見を交換し、利用者の立場に立った良質な保育を行うために開催するものです。また、上記の他、年2回程度運営委員から当該施設の運営に関する意見を収集し、適宜、施設運営に反映します。

3 健康診断等について

内科健診	全乳幼児	年2回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。
歯科検診	全乳幼児	年1回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。
身体測定	全乳幼児	毎月初旬に身長・体重の測定を行います。結果については、各児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。

※ その他、お子様の日ごろの様子でご心配なことがありましたら園に御相談ください。

4 保険の加入

保険の種類	賠償責任保険	保険の種類	災害共済給付制度
1事故	3億円	死亡	最高 2,200万円
		後遺障害	最高 3,770万円
1名につき	1億円	医療費	医療保険並みの療養に要する費用の4/10および入院時食事療養費の標準負担額（保険点数500点以上）

5 当施設に関する相談・苦情窓口の設置

(1) 【輝萌の森 南浦和園】相談・苦情担当

相談・苦情 受付責任者	高橋 淑子	株式会社 輝萌の森 代表取締役	
		電話	048-706-4191
相談・苦情 受付担当者	高橋 康一	株式会社 輝萌の森 代表取締役	
		電話	048-705-4191
	高橋 真由美	電話	048-705-4191
第三者委員	大熊 孝治	くまの子倶楽部株式会社 代表取締役	
		電話	048-640-7373
	佐藤 義哲	佐藤社会保険労務士・労務コンサルティング 事務所代表	
		電話	0280-62-3870
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。		

6 個人情報の取り扱いについて

当園では利用者の個人情報の重要性を認識し大切に扱うとともに、よりよい保育サービスを提供させていただくため、事業主体である株式会社輝萌の森の個人情報取扱指針に則り、責任を持って利用者の個人情報を保護いたします。

なお、緊急時の公的機関・医療機関等への情報提供や、当園を卒園・転園する際の次期入所予定の保育所等との情報共有、および兄弟姉妹の在籍する保育所等との必要な連絡調整を行う場合は、必要最小限の範囲以内において個人情報を使用する場合があります。